

[事案 2024-210] 入院給付金等支払請求

・令和7年7月2日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める入院に該当しないことを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年10月上旬から約1か月間、アトピー性皮膚炎にて入院したため、令和2年10月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、約款に定める入院に該当しないことを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、アトピー性皮膚炎のことを軽視し過ぎている。自分は、精神的にもつらく寝ることもできず、まともに仕事に就くことも難しい状態であった。
- (2) 保険会社は、本入院中の治療は「アトピー性皮膚炎診療ガイドライン2021」に沿った標準的な治療方法ではないなどと主張しているが、化学療法を施さないものは治療と認められないというのは納得できない。
- (3) 入院した病院の建物は、患者の健康を守るため、様々な特殊材を使って快適な入院生活を送れるようになっている。また食事療法は、一般的な病院食ではなく、無農薬・完全無添加で有害物質を除いたものが使用されており、七掛湿布の治療方法は、ひのき材の部屋において、お湯と冷水に湿らせたタオル等を温冷交互に体に掛けるという内容であり、自宅ではできないものである。
- (4) 以前、全く同じ病名、治療内容で本件病院に入院した際には給付金が支払われたが、今回だけ出ないことに納得いかない。他社契約では速やかに給付金が支払われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院中に実施された検査は、検尿や血液検査等であり、実施された治療は、青汁飲用、裸体操等であるところ、これらは「アトピー性皮膚炎診療ガイドライン2021」に沿った標準的な治療方法ではない。
- (2) 本入院中に行われた検査および治療は、いずれも常に医師の管理下において治療に専念することを要するものとは言い難く、通院あるいは自宅等で実施することが可能であるため、本入院は約款に定める入院には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本件の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

